

PwC Vietnam Newsletter

2019年 第3四半期

ご一読ください……

本書は、ベトナムにおける税金、関税および法律の草案に関する動向、新たな裁定およびその他の法的文書を要約して、定期的に配信するものです。ベトナムでトレンドとなっている問題やそれらが貴社のビジネスへどのような影響を与えるか、ご一読ください。

目次

- 1 電子商取引および電子インボイス
- 2 その他の税金、関税および法律の動向
- 3 2019年第3四半期の注目すべき裁定
- 4 2019年第3四半期発行のPwC News Briefs

(注)本書は、PwC Vietnamが2019年12月3日にリリースしたNews Briefの日本語翻訳版です。本書に含まれる記述が最新の法規制等を前提としているものではないことにご留意ください。

目次

内容	ページ
1. 電子商取引および電子インボイス	4
• 国際間電子商取引の税関管理に関する政令草案	4
• 電子インボイスに関する新たな規制	4
2. その他の税金、関税および法律の動向	5
• 競争法違反に対する新たな罰則制度	5
• ベトナムでの外国直接投資に関する新たな外国為替管理規制	6
• 輸出入品の関税評価に関する新たな規制	6
• 輸出入品の原産地を決定するための新たな規制	6
• 引当金の計上に関する新たな規制	7
• 工業団地および経済区における新たな税制優遇措置	7
• 中小企業 (SMEs) を支援する提案	7

目次

内容	ページ
3. 2019年第3四半期の注目すべき裁定	8
• <u>定款資本金のベトナムドンへの固定化</u>	8
• <u>MPIによる社員総会の議決権比率規定の明確化</u>	8
• <u>支払利息の損金算入に関するEBITDA20%上限額の適用の明確化</u>	9
• <u>ベトナムの港経由でのベトナム企業間の商品販売は0%VATの対象外</u>	9
• <u>外国契約者税(FCT)の対象となる外国顧客向けの販売割引</u>	9
• <u>国内輸出品の製造に使用される原材料の輸入関税の還付不可</u>	9
• <u>価格調整に対する10日以内の追加譲渡所得税の支払い</u>	9
4. 2019年第3四半期発行のPwC News Briefs	10

1. 電子商取引および電子インボイス

近年、電子商取引に関連する新たな法令や法案について多くの動きがみられています。ベトナム政府も他国同様に、この分野の急速な成長と発展に規制および税制が追いついておらず、対応を進めている段階にあります。

以下では2つの領域を取り上げていますが、特に、電子商取引については、現在のFCT制度では効果的に課税・徴収できないような領域があるため、さらに新たな規則が制定される見込みです。実際に、新租税管理法においては、既にこの分野に関する新たな税制が整備されています。新租税管理法に関するNews Briefにつきましては、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.pwc.com/vn/en/publications/2019/190712-pwc-Vietnam-newsbrief-tax-admin-38-en.pdf>

国際間電子商取引の税関管理に関する政令草案

財務省(MOF)は、電子商取引の管理および課税の強化を目的とした政令草案を公表し、意見を募集しています。また、2019年末までに政令草案が承認されることを目標としています。

当政令草案の対象となる組織としては、電子商取引プラットフォームおよびウェブサイトを運営する組織 (e-commerce operators)、商品の輸送業者、通関業者、ならびに輸出業者および輸入業者があります。電子商取引活動管理システムは、税関総局(GDC)によって作成されます。輸出入申告は、このシステムによって年中無休で処理され、ナショナルシングルウィンドウ(National Single Window "NSW")およびGDCの他の既存管理システムと相互接続され情報交換を行います。

当政令草案の注目すべき変更点の概要につきましては、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.pwc.com/vn/en/publications/2019/191011-pwc-vietnam-newsbrief-customs-management-en.pdf>

電子インボイスに関する新たな規制

電子インボイスに関する政令119/2018のガイダンスとして、通達68/2019が公表され、11月14日より施行されました。なお、この通達の変更点の概要につきましては、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/191021-e-invoices.html>

2. その他の税金、関税および法律の動向

競争法違反に対する新たな罰則制度

競争法は、(i)競争制限協定、(ii)市場支配的地位/独占的地位の濫用、(iii)経済集中および(iv)不公正競争行為を禁止しています。2018年競争法の概要につきましては、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.pwc.com/vn/en/publications/2018/180726-pwc-vietnam-legal-newsbrief-loc.pdf>

政令75は、これらの規則の違反に対する罰則に以下の通り変更を加えました。

- 競争制限協定または市場支配的地位/独占的地位の濫用に対する最高罰金額は、違反年度の直前会計年度における関連市場での企業の総売上高の10%のまま変更はありません。総売上高がゼロの場合、1億VNDから2億VNDまでの罰金が課されます。
- 経済集中行為(合併、統合、買収、合併企業)に対する最高罰金額は、違反企業の総売上高の5%に引き下げられます(従来は10%)。総売上高がゼロの場合、1億VNDから2億VNDまでの罰金が課されます。
- 不公正競争行為に関する規制違反の罰金の上限は20億VNDに引き上げられます。現行の政令71/2014では、不公正競争行為を行っている個人に対して1億VND、不公正な競争行為を行っている企業に対して2億VNDの最高罰金額が適用されています。
- その他の関連違反(国家競争委員会の要請に応じた情報/データの提出遅延または提出の不履行など)に対する罰金の上限は、2億VNDのまま変更はありません。
- 2つの主要な行政罰である警告および罰金に加えて、違反者には追加の罰則として是正措置が課される場合があります。新たな罰則として、6~12か月の業務停止が政令75に追加されました。また、「商品、梱包材料、事業施設、物品など違反対象の強制排除」や「合併企業、買収企業または経済集中の後に新たに設立される企業の契約/合意にもとづく商品・サービスの購入価格、販売価格またはその他の取引条件に対する当局の強制管理」といった新たな是正措置も導入されました。

政令75/2019は政令71/2014から置き換えられ、2019年12月1日に施行されました。

2. その他の税金、関税および法律の動向

ベトナムでの外国直接投資に関する新たな外国為替管理規制

ベトナム国家銀行は2019年6月26日付の通達06/2019を発行し、ベトナムに対する外国直接投資に基づく外国為替管理の項目を一部修正しました。通達06は9月6日に施行されました。なお、この通達の変更点の概要につきましては、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.pwc.com/vn/en/publications/legal-news-brief/190823-circular-06.html>

輸出入品の関税評価に関する新たな規制

財務省は8月30日、輸出入品の関税価値に関する2015年3月25日付通達39/2015の一部の条項を修正および補足するために、通達60/2019を発行しました。

通達60は、以下の事項に関する重要なガイダンスを提供しています。

- 取引価額方式の適用に必要な証憑書類
- 廃棄される再利用品の関税価値
- 付随するオペレーティング・ソフトウェアと共に輸入される機械設備の関税価値
- データ処理機器用のソフトウェアを搭載したキャリアメディアの関税価値

通達60は2019年10月15日に施行されました。

輸出入品の原産地を決定するための新たな規制

財務省は9月5日、輸出入品の原産地の決定に関する2018年4月20日付通達38/2018の一部の規定を修正および補足する通達62/2019を発行しました。当通達は2019年10月21日に施行されました。

通達62の注目すべき主な内容は以下の通りです。

- CPTPPに基づく原産地の決定の実施のためのガイドライン(原産地証明書の申告と提出スケジュールおよび原産地証明書に関して税関当局が実施する検査、検証および否認の手順を含む)。
- 原産地証明書と輸入税関申告の関税コードに不整合がある場合の税関の処理プロセスに関するガイダンス。申告された情報と現物の輸入品の検証に基づき、税関当局は海外の発行当局との間で原産地の承認、否認または検証を行います。

2. その他の税金、関税および法律の動向

引当金の計上に関する新たな規制

財務省は8月に通達48/2019を発行し、いくつかのタイプの引当金に関するガイダンスを提供しました。通達48は10月10日から施行され、2019年会計年度以降適用されます。この通達に基づく変更点の概要につきましては、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190827-circular-48.html>

工業団地および経済区における新たな税制優遇措置

通達43は、工業団地および経済区への投資に対する税制上の優遇措置の指針となります。当通達に従い、地区内に勤務する従業員に提供する住宅およびインフラへの投資、建設、運営またはリースにかかる費用は、特定の条件を満たす場合、CIT目的で損金算入対象となります。通達43は8月26日に施行されました。

中小企業(SMEs)を支援する提案

計画投資省(MPI)は、中小企業の支援を強化するために、中小企業を対象とする投資優遇措置を法令草案に追加しました。対象となる投資セクターは以下の通りです。

- 中小企業の製品流通チェーン
- 中小企業のインキュベーション施設
- 中小企業の技術サポート施設
- スタートアップ中小企業のための作業スペースの建設

3. 2019年第3四半期の注目すべき裁定

定款資本金のベトナムドンへの固定化

企業ライセンス取得のための定款資本金(charter capital)はベトナムドン(VND)での登録が必要となります。加えて、申請書提出の際に、外貨相当額がある場合は、その記載も必要となります。

会社の投資登録証明書(IRC)および企業登録証明書(ERC)には、VND建ての金額およびその外貨相当額が反映されます。申請手続き中に使用される為替レートは、実際の定款資本金の拠出時点のレートと異なる場合があるため、企業が実際に受け取った定款資本金のVND金額は、ERC/IRCに記載されているVND金額と異なる場合があります。

オフィシャルレター第5587では、MPIは投資家に対し、IRCに基づいて登録されたVND建ての資本金額を満たすために、追加のVND金額を定款資本金に拠出するよう要請しました。

オフィシャルレター第5587は、以下の事項を示しております。

- 投資家が外貨建てで定款資本金を拠出する場合、定款資本金はVNDで決定/固定する必要があります。
- 投資家は為替レートが変動したとしても、実際に投資されたVNDを基準として、IRCにおける定款資本金のVND登録金額を調整することはできません。
- 投資家は、実際に拠出された定款資本金(VND換算額)と当該IRC/ERCに登録されたVND金額との間の不足額を補うために、VNDでの追加の資本を投入する必要があります。

オフィシャルレター第5587におけるMPIの対応は、VND建ての実際の定款資本金が登録金額を下回る場合に焦点が当てられています。一方で、IRC/ERCに登録されたVND額を上回る場合の定款資本金の本国送金の可否は明らかになっていません。

(MPI発行2019年8月9日付 オフィシャルレター第5587/BKHDT-DTNN)

MPIによる社員総会の議決権比率規定の明確化

企業法(LOE)第60条3項では、定款で別段の定めがない限り、社員総会において普通決議は出資総額の65%以上、特別決議は75%以上の賛成により決議されることが定められています。

この点に関して、地方企業登記局は、企業の定款で定める比率がより高い場合には、第60条3項に記載されているものとは異なる議決権比率を規定することができるとの見解を示しました。

一方で、MPIは、オフィシャルレター第5636において、企業法は定款で規定することができる社員総会決議における最小議決権比率を示しているわけではないことを明確化しました。

したがって、オフィシャルレター第5636において、企業は企業法の第60条3項で規定されている比率よりも低い議決権比率を定款で規定することができる、ということが読み取れます。

(MPI発行2019年8月12日付 オフィシャルレター第5636/BKHDT-DKD)

3. 2019年第3四半期の注目すべき裁定

支払利息の損金算入に関する EBITDA20%上限額の適用の明確化

オフィシャルレター第3000によると、この規定は、借入契約書が2017年5月1日以前または以後のいずれの期間において署名されたかに関わらず、2017年5月1日以降に発生した利息に適用されることを明確にしています。

なお、納税者が2017年5月1日から会計年度末までの業績を個別に会計処理できる場合、EBITDAの算定に使用する数値は、実際の数値に基づくものとします。それ以外の場合は、配分する必要があります。

(GDT発行2019年8月1日付 オフィシャルレター第3000/TCT-DNL)

ベトナムの港経由でのベトナム企業間の商品販売は0%VATの対象外

ベトナム企業が現地販売のために商品を輸入し、その商品の引き渡しはベトナムの港で行われる場合、商品の引き渡し場所がベトナム国外であることの十分な証明にはなりません。したがって、0%VATは適用されません。

(ハノイ税務当局発行 2019年7月2日付 オフィシャルレター第51999/CT-TTTT)

外国契約者税(FCT)の対象となる海外顧客向けの販売割引

ベトナム販売者が海外顧客との販売契約に基づいて販売割引を提供する場合、規制に従って収益調整を実施しない場合や調整請求書を発行しない場合、販売割引は海外顧客への販売サポートとみなされ、ベトナム企業は、海外顧客からCITを源泉徴取し、代わりに申告する必要があります。

しかし、当オフィシャルレターにおいては、FCT-VATの申告が必要かどうかについては明記されていません。

同様の取引を行っている企業は、FCT課税を避けるために、販売割引の請求書作成手順が遵守されていることを確認する必要があります。

(GDT発行2019年9月3日付 オフィシャルレター第3497/TCT-CS)

国内輸出品の製造に使用される原材料の輸入関税の還付不可

政令134/2016/ND-CPに基づく、原材料が海外または非関税区域に輸出される製品の製造に使用される場合、輸入原材料の輸入関税の還付を請求することができます。

ただし、製造された製品が海外当事者の指示により国内輸出(in-country export)された場合には、輸入関税は還付されません。

(GDC発行2019年8月15日付 オフィシャルレター第7486/TXNK-CST)

価格調整に対する10日以内の追加譲渡所得税の支払い

海外のベンダーが追加の収益を受け取った場合、ベトナムの対象企業は追加の譲渡所得税を申告し、追加額を支払う必要があります。

納付期限は、両当事者が価格調整の付属契約書(appendix)に署名した日から10日以内となります。

(GDT発行2019年8月30日付 オフィシャルレター第3308/TCT-KK)

4. 2019年第3四半期発行のPwC News Briefs

第3四半期に発行した当社のNews Briefのダウンロードについては、以下のリンクをご参照ください。

- **New guidance on import duty exemptions for materials used for production of in-country exported goods - 2019年7月1日**
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190107-ol4138.html>
- **Free Trade Agreement signed with European Union - 2019年7月1日**
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190701-evfta.html>
- **Vietnam announces CPTPP export-import tariffs and refund claim procedures - 2019年7月5日**
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190705-decree57.html>
- **New law on tax administration has finally been issued - 2019年7月12日**
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190712-tax-admin-38.html>
- **Transfer pricing update - 2019年7月25日**
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190725-tp-update.html>
- **New Circular on making provisions - 2019年8月27日**
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190827-circular-48.html>
- **Tax newsletter (Quarter 2/2019) - 2019年9月3日**
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190830-newsletter.html>
- **New circular on customs values of exported and imported goods - 2019年9月17日**
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190917-circular-60.html>
- **New circular on determining origin of imported and exported goods - 2019年9月30日**
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/190930-circular-62.html>

連絡先

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

ホーチミン事務所

Nguyen Thanh Trung
タックスパートナー
電話: +84 28 3824 0103
携帯: +84 903 003 847
Eメール: nguyen.thanh.trung@pwc.com

Richard Irwin
タックスパートナー
電話: +84 28 3824 0117
携帯: +84 903 037 751
Eメール: r.j.irwin@pwc.com

ハノイ事務所

Nguyen Huong Giang
タックスパートナー
電話: +84 24 3946 2237
携帯: +84 979 001 783
Eメール: n.huong.giang@pwc.com

www.pwc.com/vn



facebook.com/pwcvietnam



youtube.com/pwcvietnam



linkedin.com/company/pwc-vietnam

PwCベトナムの目的は、社会からの信頼を得て、重要な問題を解決することです。我々は、世界158カ国において250,000人以上のスタッフを擁し、保証サービス、アドバイザリー、税務および法務サービスを提供するPwCネットワークのメンバーです。さらなる情報につきましては我々のウェブサイトをご参照ください。

www.pwc.com/vn

©2020 PwC (Vietnam) Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further structure.